

令和3年5月

各 位

東京文具販売健康保険組合

届出書類等への押印の廃止について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の関係省令の一部が改正され押印を求める手続きの見直しがされました。このため当健康保険組合においても事業主、被保険者等からご提出いただく届出書、申請書等への押印を廃止いたします。

なお、引き続き押印が必要な届出等もございますので取扱いについて、次の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 廃止する主な押印

事業主の印、被保険者の印、被扶養者の印、社会保険労務士の印、受取代理人の印、医師、歯科医師及び助産師の印

2. 引き続き押印が必要な届出

- ・保険料預金口座振替依頼書の「金融機関のお届け印」及び「金融機関の確認印」
- ・高額療養費支給申請書、標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金の「市区町村長の証明印」
- ・第三者行為の求償における以下の添付書類の印
 - ・事故発生状況報告書の「報告者の印」
 - ・診療報酬明細書の写し及び任意保険会社への照会に対する同意書の「被保険者、被扶養者の印」
 - ・交通事故証明書または交通事故証明書入手不能理由書の「証明印」
- ・診療報酬明細書の開示請求手続きにおける被保険者（または遺族）と任意代理人の間で取り交わす「委任状への押印」

3. 留意事項

- ・届出等の内容を訂正する場合も、訂正印は原則不要となります。訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と訂正者の氏名をご記入ください。
- ・提出された届出書類等について当組合で確認が必要と判断する場合には、事業主や被保険者の方に電話等でお問い合わせをさせていただく場合があります。
- ・電子申請については引き続き電子証明書等の添付が必要です。

4. 経過措置

ホームページに掲載されている届出の新様式は順次改定してまいります。従来の届出様式を使用し押印せず提出いただいても差し支えありません。

※ご不明な点がございましたら当組合までお問い合わせください。